

岡山県配偶者からの暴力の防止及び
被害者の保護等に関する基本計画
改定（素案）

令和 7 (2025) 年 11 月

岡山県

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2

第2章 配偶者からの暴力の現状	3
-----------------	---

第3章 計画の内容

1 計画の内容	9
① 性別に基づくあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進	9
② 被害者への相談・支援・救済体制の充実	9
③ 被害者の自立支援のための取組	10
④ 加害者の更生のための取組	11
⑤ 子ども・若者への予防啓発、デートDV対策の推進	11
⑥ 関連施策の推進体制の強化と民間団体等との協働	11
2 数値目標	12
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)フローチャート	13

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨

配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなど、すべての暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の心身を深く傷つけ、その後の人生にも深刻な影響を及ぼすものです。当事者の性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。

性別に基づくあらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現していく上で不可欠であり、社会全体で取り組み、克服すべき重大な課題にほかなりません。そのためには、暴力の発生を防ぎ、暴力を容認しない社会風土の醸成に努めるとともに、被害者のニーズに応じた支援体制の充実が求められています。

配偶者等からの暴力(DV)については、相談件数が近年3,000件を超えて推移しており、県民意識調査でも、配偶者のいる又はいた女性の約4割、男性の2割台半ばが配偶者等から暴力を受けたことがあるとの結果が出ています。特に女性に対する暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、その根絶に向けては、社会経済における男女間の格差是正や、男女の人権尊重の徹底等の意識改革に取り組む必要があります。

配偶者等からの暴力(DV)は、子どもの目の前で配偶者等へ暴力を振るう、いわゆる「面前DV」をはじめ児童虐待との関連が指摘されるなど、複雑化・多様化しており、引き続き、市町村、児童相談所など関係機関と連携し、かつ、ボランティア・NPOと協働し、広報・啓発や、被害者の保護と自立支援に取り組む必要があります。

若い世代においては、交際相手からの暴力(デートDV・ストーカー)についても、予防啓発、教育・学習の推進や相談窓口の周知が重要です。

こうした状況に対応するため、県では、市町村や民間団体等と緊密な連携を図りながら、DVの防止と被害者の保護及び自立支援等に取り組むとともに、DVのない社会づくりを目指し、DV対策を総合的かつ効果的に推進するため、取り組むべき施策を取りまとめた計画として、「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」(以下「県基本計画」という。)を策定するものです。

<配偶者等からの暴力(DV)>

「配偶者や交際相手など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」のことで、「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」ともいわれ、しばしば「DV」と略されて使われています。DVには、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力なども含みます。

<配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)に規定する暴力>

- ・配偶者からの暴力(第1条第1項、第3項)

「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(精神的暴力や性的暴力など)をいいます。「配偶者」には、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みますが、恋人や交際相手は含みません。ただし、配偶者からの暴力を受けた後に離婚し、元配偶者から引き続き受ける暴力については、「配偶者からの暴力」に含みます。

- ・生活の本拠を共にする交際相手からの暴力(第28条の2)

「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」とは、「元生活の本拠を共にする交際相手(生活の本拠を共にする交際関係を解消する前に暴力を受け、解消後も引き続き暴力を受ける場合)からの暴力」を含み、「配偶者からの暴力」に準じて、DV防止法の適用対象とされます。

2 計画の位置付け

この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）（以下「DV防止法」という。）第2条の3第1項の規定に基づく、県基本計画です。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和8(2026)年度を初年度とし、令和12(2030)年度を目標年度とする5年間とします。

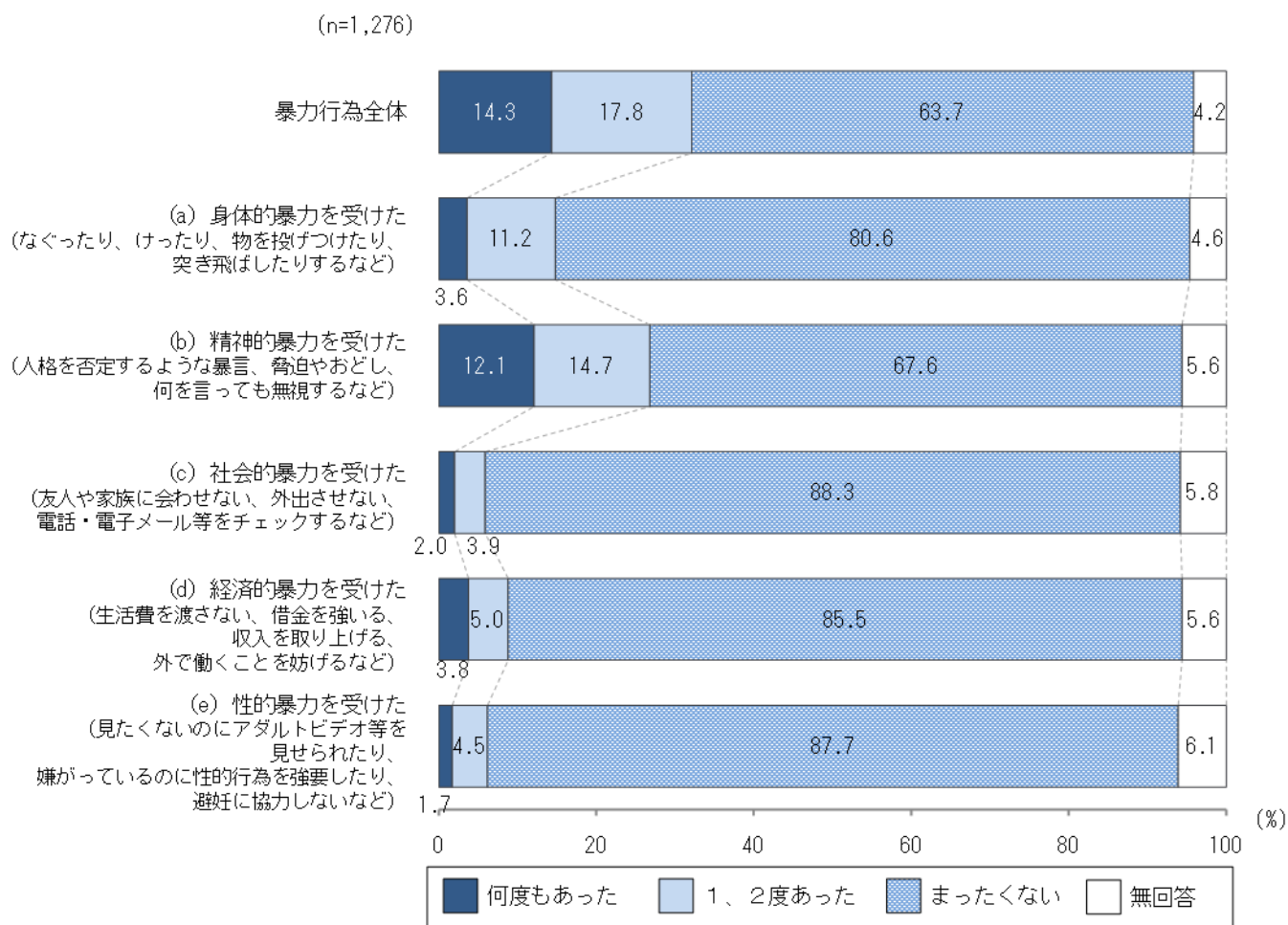
(参考) 今回見直しまでの経緯

年 月	内 容
平成13(2001)年6月	「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」を制定 (家庭内等における配偶者等に対する身体的な苦痛又は著しい精神的な苦痛を与える暴力的な行為を禁止(第22条第1号))
平成14(2002)年4月	女性相談所と男女共同参画推進センター(以下「ウィズセンター」という。)に配偶者暴力相談支援センター(以下「支援センター」という。)を設置
平成17(2005)年3月	県基本計画の策定
平成20(2008)年7月	県基本計画の改定 (市町村による基本計画の策定と支援センターの設置の促進など)
平成26(2014)年9月	県基本計画の改定 (生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を適用対象とすることなど)
令和3(2021)年3月	県基本計画の改定 (DV対応と児童虐待対応の連携強化など)
令和8(2026)年予定	県基本計画の改定 (法定協議会設置の記載、数値目標の設定など)

第2章 配偶者からの暴力の現状

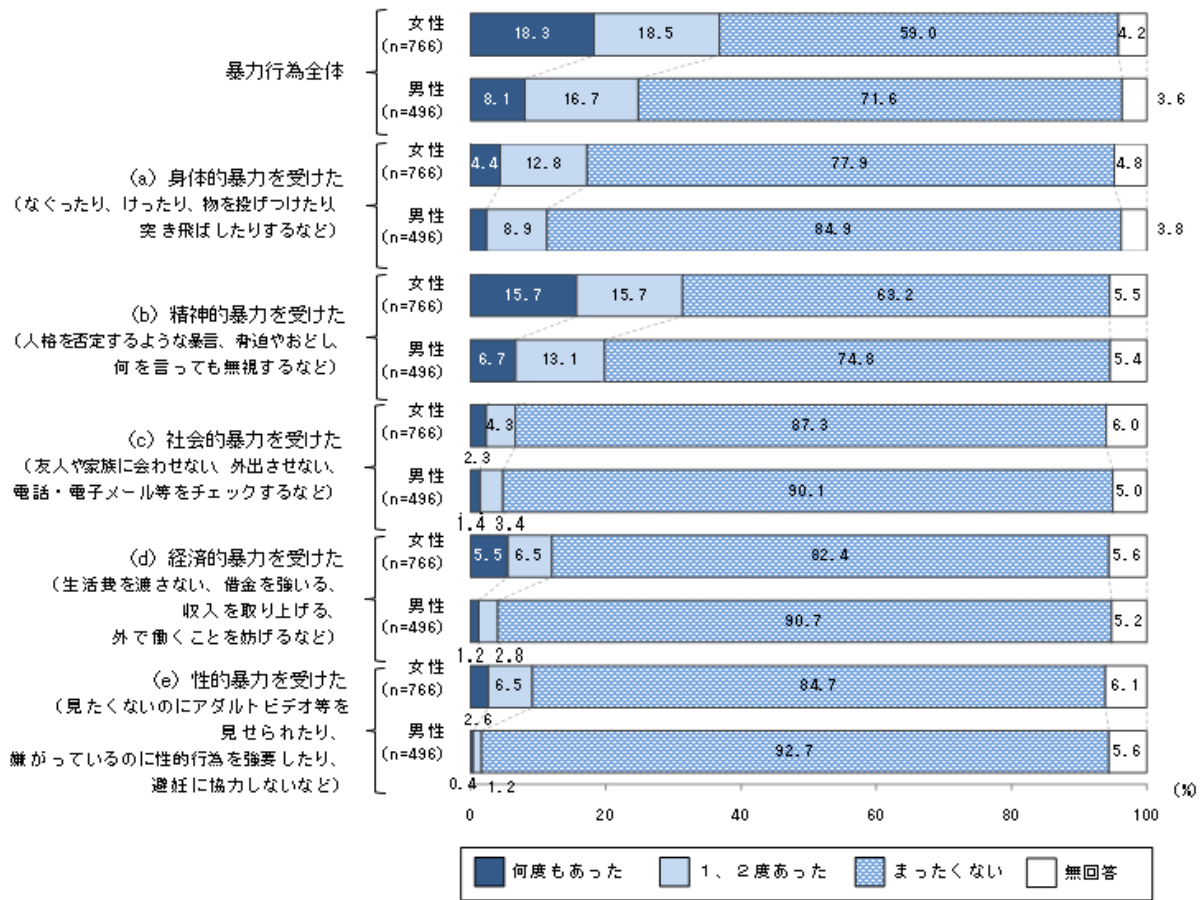
県が実施した「男女共同参画社会に関する県民意識調査」（令和6（2024）年）では、これまでに結婚（事実婚を含む）したことのある人のうち、3割超の人が配偶者から暴力（DV）を受けた経験があり、これまで交際相手がいた人のうち、1割超の人が交際相手から暴力を受けた経験があります。また、4割超の人が、配偶者や交際相手から暴力を受けたことを「誰（どこ）」にも相談しなかった」となっています。

<配偶者から受けたことのある暴力>



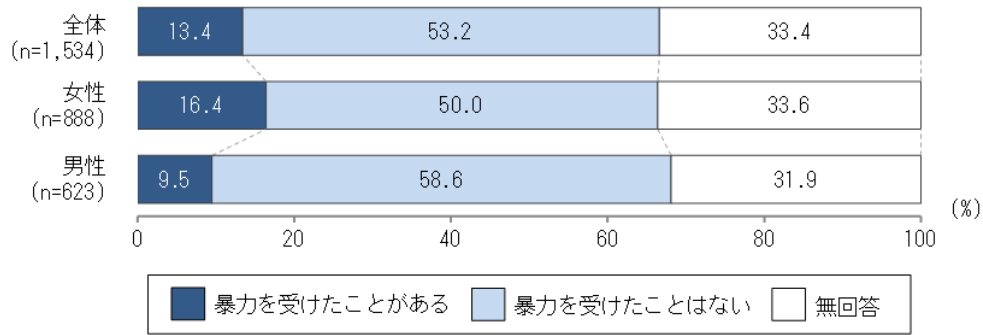
(出典：令和6年 岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査)

<配偶者から受けたことのある暴力（性別）>



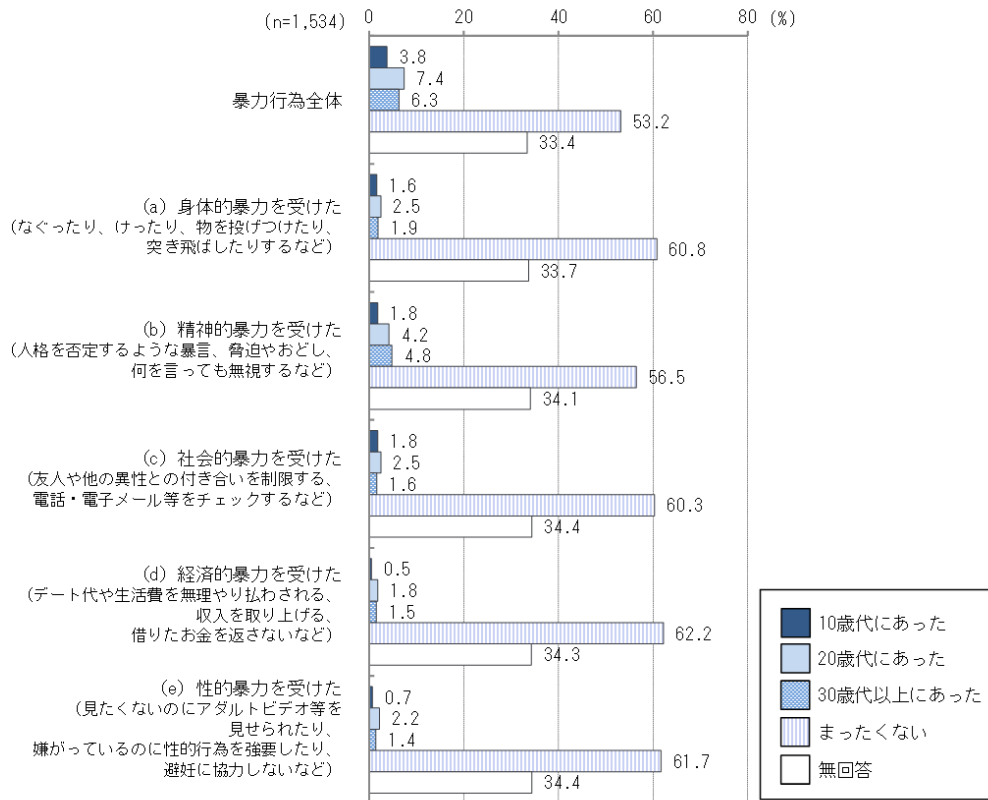
(出典：令和6年 岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査)

<交際相手から暴力を受けた経験（性別）>



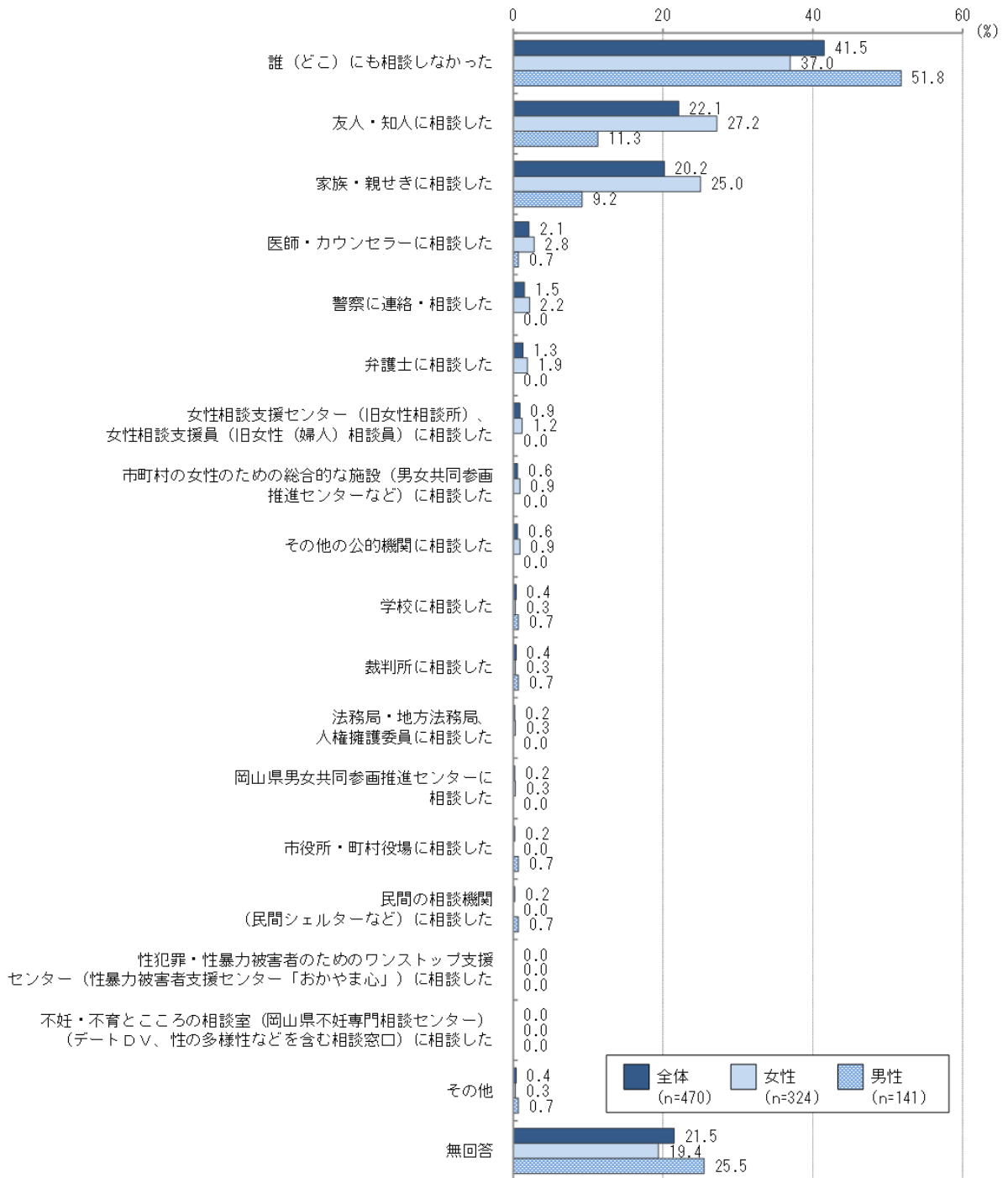
(出典：令和6年 岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査)

<交際相手から受けたことのある暴力>



(出典：令和6年 岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査)

＜配偶者や交際相手からの暴力についての相談先＞



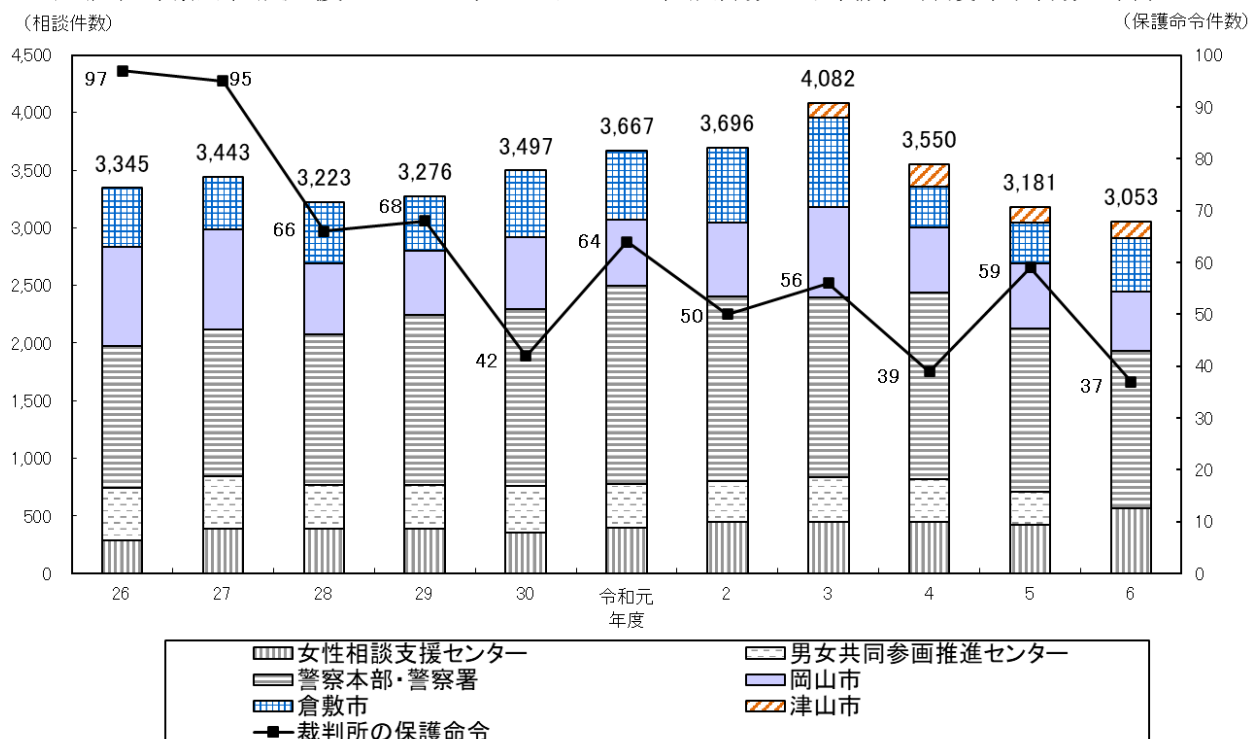
（出典：令和6年 岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査）

配偶者等からの暴力（DV）の相談件数が高い水準で推移しており、暴力防止・被害者保護対策などの一層の充実が求められています。

若い世代においては、交際相手などからの暴力（デートDV・ストーカー）について、啓発や被害者保護対策を進める必要があります。

<DV相談件数>

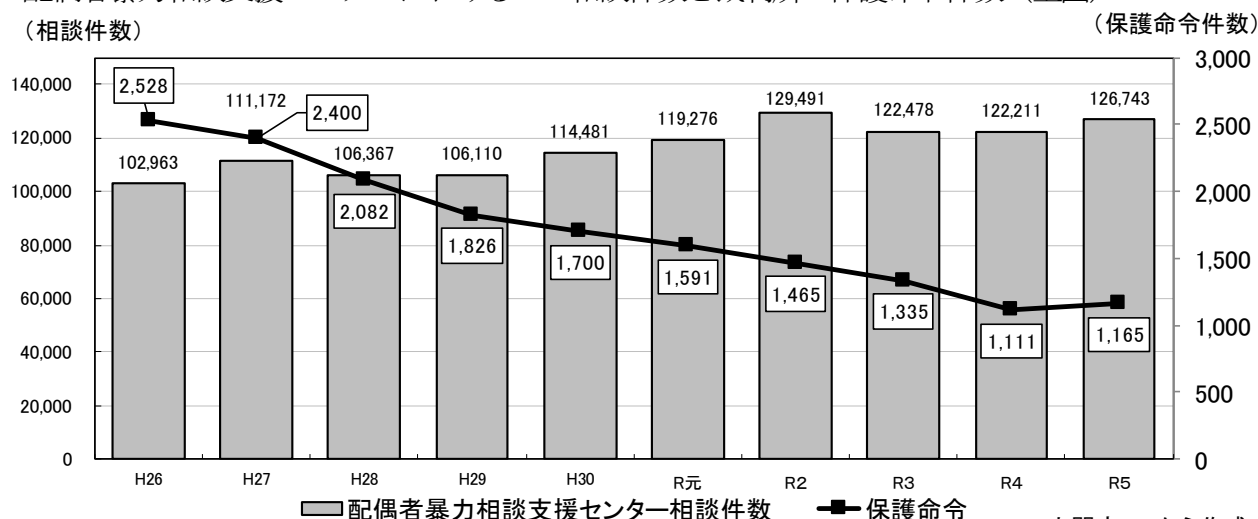
配偶者等暴力相談支援センター等におけるDV相談件数と裁判所の保護命令件数（県）



岡山県調べ

※ 男女共同参画推進センターについて、令和6（2024）年度から配偶者暴力相談支援センターの機能が女性相談支援センターへ集約されたため、相談件数に含まれていない。

配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数と裁判所の保護命令件数（全国）

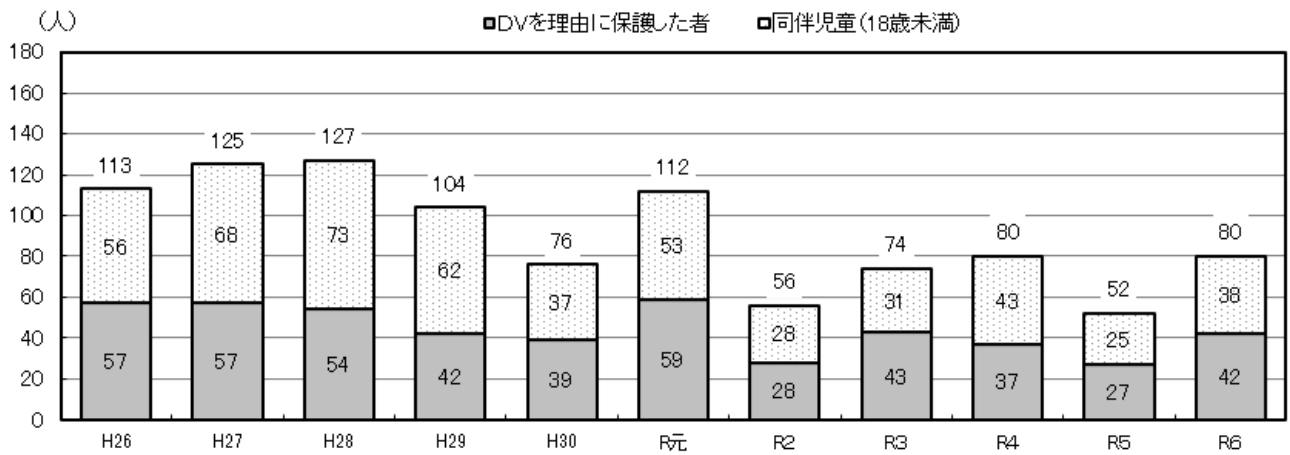


内閣府HPから作成

※ 保護命令件数は暦年のもの

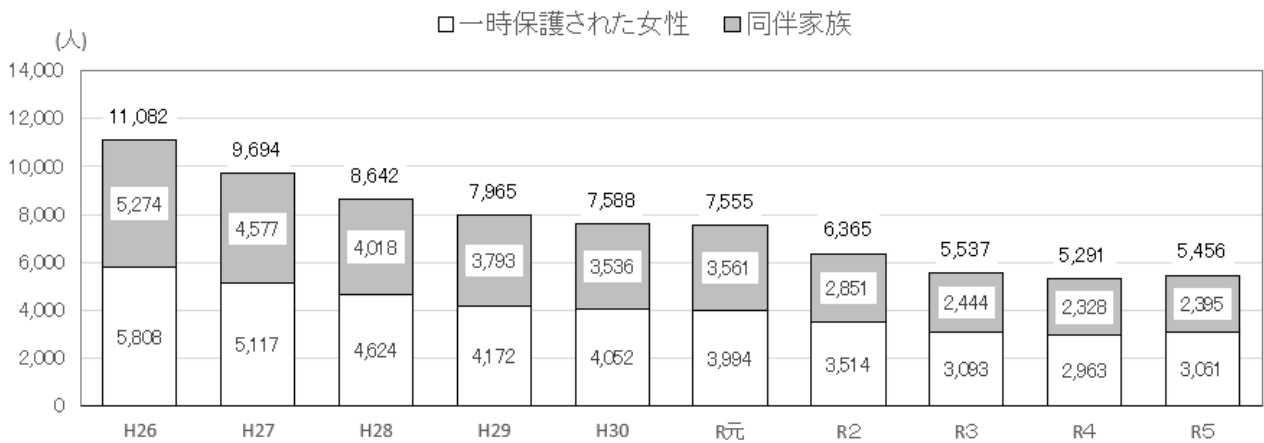
<一時保護件数>

女性相談支援センター（旧：女性相談所）のDV一時保護件数（岡山県）



岡山県調べ

女性相談支援センター（旧：婦人相談所）における一時保護件数（全国）



※ 配偶者からの暴力の被害者以外に、帰住先がない女性や人身取引被害者等の一時保護を含む。

内閣府HP（厚生労働省提供資料）から作成

第3章 計画の内容

1 計画の内容

① 性別に基づくあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進

【推進する施策】

- 性別に基づくあらゆる暴力を許さない社会環境づくりに向けての啓発
〔県民生活部 ウィズセンター、子ども・福祉部 地域福祉課・子ども家庭課〕
- DVに関する相談窓口の周知
〔子ども・福祉部 地域福祉課〕
- 高齢者及び障害のある人への虐待防止の推進
〔保健医療部 健康推進課、子ども・福祉部 指導監査課・障害福祉課・長寿社会課〕
- 県立学校における人権学習（性別に基づくあらゆる暴力の防止）の推進
〔教育庁 人権教育・生徒指導課〕

② 被害者への相談・支援・救済体制の充実

【推進する施策】

- 相談支援体制の整備など市町村が行うDV対策との連携や支援
〔子ども・福祉部 地域福祉課〕
- DV相談とDV被害者を支援する体制（配偶者暴力相談支援センター）の充実
〔子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕
- 医療関係者等のDVについての理解の促進
〔子ども・福祉部 地域福祉課〕
- DVに関する相談窓口の周知
〔子ども・福祉部 地域福祉課〕〔再掲〕
- ワンストップ支援センターの機能強化など性犯罪・性暴力被害の申告や相談をしやすい環境づくり
〔県民生活部 くらし安全安心課、子ども・福祉部 女性相談支援センター、警察本部 県民広報課・捜査第一課〕
- 男女共同参画に関する総合相談の実施
〔県民生活部 ウィズセンター〕
- 女性の人権についての相談機関の連携
〔県民生活部 ウィズセンター〕
- 男性相談員による男性電話相談の実施
〔県民生活部 ウィズセンター〕
- 在住外国人に対する相談体制の充実
〔県民生活部 国際課、子ども・福祉部 女性相談支援センター〕
- 関係機関の連携強化など切れ目のない手厚い性犯罪・性暴力被害者支援の推進
〔県民生活部 くらし安全安心課、子ども・福祉部 女性相談支援センター〕

- 望まない妊娠への対応など、妊娠・出産に関する専門的な相談を受ける「おかやま妊娠・出産サポートセンター」の更なる周知
〔保健医療部 健康推進課〕
- 迅速で安全な保護体制の充実
〔子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕
- 障害のある人へのDVについての情報提供
〔子ども・福祉部 障害福祉課〕
- 高齢者及び障害のある人への虐待防止の推進
〔保健医療部 健康推進課、子ども・福祉部 指導監査課・障害福祉課・長寿社会課〕〔再掲〕
- 児童生徒・教職員等への各種相談窓口の紹介
〔教育庁 人権教育・生徒指導課〕
- DV被害者及びストーカー被害防止のための相談体制の強化及び支援の推進
〔警察本部 県民広報課・人身安全対策課・捜査第一課〕
- 市町村要保護児童対策地域協議会等との連携による子どもに対する支援の充実
〔子ども・福祉部 地域福祉課・子ども家庭課・女性相談支援センター〕
- 男性等の一時保護等の検討
〔子ども・福祉部 地域福祉課〕
- 民生委員・児童委員等のDVについての理解促進
〔子ども・福祉部 地域福祉課・子ども家庭課〕
- DV被害者からの苦情の適切かつ迅速な処理
〔子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕

③ 被害者の自立支援のための取組

【推進する施策】

- 民間団体と連携した自立支援体制の強化
〔子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕
- DV被害者の住居の確保に向けた支援や県営住宅の提供
〔子ども・福祉部 女性相談支援センター、土木部都市局 住宅課〕
- 就業や福祉制度等の情報提供
〔県民生活部 ウィズセンター、子ども・福祉部 女性相談支援センター、産業労働部 労働雇用政策課〕
- DV被害者等に係る情報の保護
〔県民生活部 市町村課、子ども・福祉部 地域福祉課〕
- 法律相談の実施や法律扶助制度の情報提供
〔県民生活部 くらし安全安心課・ウィズセンター、子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕
- 心的外傷後ストレス障害を含む心の回復及び生活支援
〔子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕

④ 加害者の更生のための取組

【推進する施策】

- 国や他県の実施状況等の情報収集及び市町村等への情報提供・共有
〔子ども・福祉部 地域福祉課〕
- 県内の情勢、更生の意思のある加害者ニーズを踏まえた加害者更生の実施手法の調査研究
〔子ども・福祉部 地域福祉課〕
- 「アルコール依存症」等への支援体制の充実
〔保健医療部 健康推進課〕

⑤ 子ども・若者への予防啓発、デートDV対策の推進

【推進する施策】

- 若年層を対象としたデートDV防止のための広報・啓発
〔子ども・福祉部 地域福祉課〕
- 学校等が開催するデートDV防止のための啓発講座への講師派遣
〔子ども・福祉部 子ども家庭課〕
- 県立学校における人権学習（性別に基づくあらゆる暴力の防止）の推進
〔教育庁 人権教育・生徒指導課〕 〔再掲〕

⑥ 関連施策の推進体制の強化と民間団体等との協働

【推進する施策】

- DV相談に関係する機関で構成する法定協議会での意見交換及び課題の検討
〔県民生活部 ウィズセンター、子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕
- 相談支援体制の整備など市町村が行うDV対策との連携や支援
〔子ども・福祉部 地域福祉課〕 〔再掲〕
- 民間団体と連携した自立支援体制の強化
〔子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕 〔再掲〕
- DV被害者の移送も想定した広域連携の推進
〔子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕
- 市町村におけるDV防止基本計画の策定等支援
〔子ども・福祉部 地域福祉課〕

2 数値目標

取組の効果が検証できるよう、数値目標を設定します。

数値目標	策定時	目標値
配偶者暴力相談支援センター又は女性相談支援員を設置している市町村数	5市町村 (R 6)	10市町村 (R12)
女性相談支援センターが実施する、相談支援員等の資質を向上するための研修や交流会に参加した民間団体の参加者数	39人 (R 6)	100人 (R12)
デートDV防止講座等を受講した児童・生徒等の数	1,489人 (R 6)	10,000人 (R 8～R12 累計)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）
フローチャート

